

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

◇告 示 字の区域の新設等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第二百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による玉銚地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十三年八月七日現在の地番による。)

大字玉銚字飛田

大字玉銚字山ノ鼻二四四の二の一部、二四五の一部、二四六の一部、二四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉銚字地蔵前田二四八の一、二四八の二、二四九の二の一部、二四九の二の一部、二五二の一部、二五三の一部、二五五の一部、二五六の二の一部、二五七の一部、二五八の一部、二五八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉銚字二ツ畑三七五、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字玉銚字下飛田のうち二七〇、二七一及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字玉銚字下等ヶ坪

大字玉銚字等ヶ坪一八五、一八六、一八九、一八九の一、一八九の二、一九〇、一九一の一から一九一の三まで及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十三年八月七日現在の地番による。)

大字玉銚字背戸

大字玉銚字戸ノ前七一の一、七二の三から七二の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字玉銚字背戸上向島七三、七四の一、七五、七六、七七の二、七八の三、七九の

<p>大字玉銚字カイ ケ森</p>	<p>大字玉銚字三代 島</p>	<p>一、七九の五から七九の八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字玉銚字背戸下向島九〇の一の一部、九〇の二、九〇の三、及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字麻生字新田一四三の二、一四四、一四五の一及び一四五の二、大字麻生字背戸下向島一四六、一四七の一部、一四九の一の一部及び一四九の三の一部並びに大字玉銚字背戸のうち八九の一の一部、八九次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字玉銚字カイケ森の全域、大字玉銚字三代島九七の一部 九八の一部、九九、九九の一及びこれらと一体をなす</p>	<p>大字玉銚字背戸下向島九〇の一の一部、九一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字玉銚字橋詰一三〇の二の一部、一三〇の三、一三〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字玉銚字長繩手一三一の一の一部、一三二の二の一部、一三三の二の一部、一四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七の一と一体をなす国有地の一部、大字麻生字畝崎の全域、大字麻生字背戸下向島一五三、一五四、一五五の一から一五五の三まで、一五六、一五七の一部、一五八の一、一六〇の一の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字麻生字背戸下向島一四七の一部、一四八、一四九の一の一部及び一四九の三の一部並びに大字玉銚字三代島のうち九七の一部、九八の一部、九九、九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>国有地、大字玉銚字上耳高二二六の一及びこれと一体をなす国有地、大字玉銚字樋懸二二七の一、二二八、二二九、二二九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字玉銚字橋詰一三〇の一、一三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字玉銚字長繩手一三四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字玉銚字等ヶ坪一七六の一部、一七七の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字麻生字背戸下向島一五七の二、一六〇の一の一部、一六一の一部、一六二の一及び一六三の三</p>
<p>大字玉銚字等ヶ坪</p>	<p>大字玉銚字海田</p>	<p>大字玉銚字青木一六八の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉銚字等ヶ坪一七〇の一の一部、一七〇の二の一部、一七〇の三、一七一の三の一部、一七一の六、一七一の七、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八一の二、一八二の一部、一八三、一八四の一部、一八七、一八八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字玉銚字海田のうち二〇〇の一部、二〇二の一から二〇二の三までの一部、二〇三の一部、二〇五の一部、二〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字玉鉾字青木</p> <p>の二、一七五、一七六の一部、一七七の一部、一七八の一、一七九の一部、一八〇の一部、一八一の一部、一八二の一部、一八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字玉鉾字長縄手</p> <p>大字玉鉾字背戸八九の一の一部、八九次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字背戸下向島九〇の一の一部並びに九〇の一と一体をなす国有地の一部、大字玉鉾字橋詰一三〇の二及び一三〇の三と一体をなす国有地の一部、大字玉鉾字土居下一四八の一、一四八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字玉鉾字長縄手のうち一三一の一の一部、一三一の二の一部、一三二の一部、一三三の二の一部、一三四の一部、一三五の二の一部、一三六の二の一部、一三六の三から一三六の六まで、一三七の二、一三七の三、一三八の二、一三八の三、一三九次一、一三</p>	<p>大字玉鉾字中溝</p> <p>九の一から一三九の五まで、一三九の七、一三九の九、一三九の一、一三九の一三、一三九の一五、一四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字青木</p> <p>大字玉鉾字長縄手一三六の五の一部、一三六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字中溝一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字等ヶ坪一七〇の一の一部、一七〇の二の一部、一七一の一、一七一の二、一七一の四、一七一の五、一七二の一、一七二の三、一七三の二、一七三の三、一七四の一、一七四の三、一七四の四、一七八の二、一七八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字玉鉾字青木のうち一六二の一部、一六三の一部、一六六の一部、一六六の一の一部、一六六の二の一部、一六七、一六八の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字溝尻</p> <p>大字玉鉾字青木一六七及び一六八と一体をなす国有地の一部、大字玉鉾字海田二〇〇の一部、二〇二の一から二〇二の三までの一部、二〇三の一部、二〇五の一部、二〇六及びこれらと一体をなす国有地並びに大字玉鉾字溝尻のうち二〇九の一部、二一〇、二一一、二一二から二一四までの一部、二一九の一部、二二〇の一部、二二二の一部、二二二、二二三の一、二二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字長尾</p> <p>大字玉鉾字長尾道添の全域 大字玉鉾字溝尻二〇九の一部、二一〇、二一一、二一二から二一四までの一部、二一</p>
---	--	--	--	--	---

<p>大字玉鉾字地蔵 前田</p>	<p>大字玉鉾字山ノ 鼻</p>	
<p>大字玉鉾字中溝一五一の一部、一五二の一部、一五二の三の一部、一五四の一の一部、一五五から一五七までの一部、一五九の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字青木一六二の一部及びこれと一体</p>	<p>大字玉鉾字青木一六二の一部、一六三の一部、一六六の一部、一六六の一の一部、一六六の二の一部、一六七、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字玉鉾字溝尻二一九の一部、二二〇の一部、二二一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一七と一体をなす国有地の一部、大字玉鉾字長尾二二三の一の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字二ツ畑三七六の一部及びこれと一体をなす国有地、大字玉鉾字清水尻三八二並びに大字玉鉾字山ノ鼻のうち二三三の一部、二四三の一部、二四四の二の一部、二四五の一部、二四六の一部、二四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>九の一部、二二二の一部、二二三、二二四の二の一部、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字山ノ鼻二三三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字玉鉾字長尾山添三八六から三八八まで、三九〇から三九二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字玉鉾字半谷口三九三及びこれと一体をなす国有地並びに大字玉鉾字長尾のうち二三三の二の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字玉鉾字土居 下</p>	<p>大字玉鉾字清水 尻</p>	<p>大字玉鉾字樋懸</p>
<p>大字玉鉾字土居下のうち一四八の一、一四八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字清水尻のうち三八二以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字樋懸一二七の二、一二七の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字玉鉾字上耳 高</p>	<p>大字玉鉾字背戸 上向島</p>	<p>大字玉鉾字戸ノ 前</p>
<p>大字玉鉾字上耳高のうち一二六の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字背戸上向島のうち七三、七四の一、七五、七六、七七の二、七八の三、七九の一、七九の五から七九の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字玉鉾字戸ノ前のうち七一の二、七二の三から七二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>をなす国有地、大字玉鉾字山ノ鼻二四三の一部、二四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字玉鉾字地蔵前田のうち二四八の一、二四八の二、二四九の一の一部、二四九の二の一部、二五二の一部、二五三の一部、二五五の一部、二五六の一の一部、二五七の一部、二五八の一部、二五八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>		

大字玉鉾字長尾 山添	大字玉鉾字長尾山添三八九及び三八九の一
大字玉鉾字半谷 口	大字玉鉾字半谷口のうち三九三及びこれと一体をなす国 有地以外の区域
大字玉鉾字二ツ 畑	大字玉鉾字二ツ畑のうち三七五、三七六及びこれらと一 体をなす国有地以外の区域
大字麻生字背戸 下向崎	大字麻生字背戸下向崎一五八の二、一五九の一から一五 九の四まで、一六〇の二から一六〇の四まで、一六二の二 から一六二の四まで、一六三の一、一六三の二、一六三の 四及びこれらと一体をなす国有地
大字麻生字新田	大字麻生字新田一四三の一、一四三の三及びこれらと一 体をなす国有地
大字麻生字背戸 下向島	大字麻生字背戸下向島一四九の二、一四九の五、一四九 の九、一五〇の一、一五〇の二及びこれらと一体をなす国 有地
大字玉鉾字下飛 田	大字玉鉾字下飛田二七〇、二七一及びこれらと一体をな す国有地並びに二六七の一と一体をなす国有地の一部
廃止する字の名 称	大字玉鉾字長尾道添、大字玉鉾字橋詰、大字玉鉾字背戸 下向島及び大字麻生字畝崎

鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、岩美郡国府町大字玉鉾三四―二玉鉾土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る玉鉾地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の定により告示する。

昭和五十六年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三